

多摩市特別産業地区建築条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条及び第50条の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区として指定する特別産業地区（以下「特別産業地区」という。）内における建築物の建築制限の緩和等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(特別産業地区の区域の指定)

第3条 特別産業地区の区域は、市長が別に指定する。

(建築物の建築制限)

第4条 特別産業地区内においては、次に掲げる建築物以外は建築してはならない。

- (1) 事務所
- (2) 店舗又は飲食店
- (3) 次条第1項に規定する建築物

(建築制限の緩和)

第5条 特別産業地区内においては、法第48条第7項の規定にかかわらず、別表に掲げる建築物は建築することができる。

2 前項に規定する建築物のうち作業場を有する建築物にあつては、次に掲げる要件に適合したものとしなければならない。

- (1) 当該作業場の外壁は、法第30条に規定する構造に準ずるものであること。
- (2) 隣地境界線に面して設ける当該作業場の開口部は、はめごろしとする。ただし、換気、冷暖房及び排煙の設備の風道は除く。

(建築物の敷地が特別産業地区の内外にわたる場合の措置)

第6条 建築物の敷地が特別産業地区の内外にわたる場合においては、この条例の規定は第3条の規定により指定された区域内においてのみ適用する。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者
- (2) 第5条第2項の規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）

2 前項第2号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、都市計画法第20条第1項の規定による特別産業地区に係る都市計画の決定の告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

特別産業地区に建築できる建築物

次に掲げる事業を営む工場

- (1) 乳製品製造業
- (2) パン製造業
- (3) 清涼飲料製造業
- (4) パン小売業
- (5) 牛乳小売業
- (6) 飲料小売業